

# 人事行政の運営等の状況

富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、平成24年度における富山市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成25年4月1日現在の状況等を公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議 会	20	20	0	
	総務企画・税務	644	638	▲6	事務の統廃合縮小等
	民生・衛生	1,069	1,051	▲18	事務の統廃合縮小等
	商工・労働	77	74	▲3	事務の統廃合縮小等
	農林水産	103	100	▲3	事務の統廃合縮小等
	土 木	256	243	▲13	事務の統廃合縮小等
	計	2,169	2,126	▲43	<参考> 人口1万人あたり職員数 50.56人 (中核市の人口1万人あたりの職員数 43.31人)
	教育部門	454	431	▲23	事務の統廃合縮小等
	消防部門	467	467	0	
	小 計	3,090	3,024	▲66	<参考> 人口1万人あたり職員数 71.92人 (中核市の人口1万人あたりの職員数 61.73人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	710	724	14	医療体制の充実
	そ の 他	278	267	▲11	事務の統廃合縮小等
	小 計	988	991	3	
合 計		4,078 (4,759)	4,015 (4,759)	▲63	<参考> 人口1万人あたり職員数 95.48人

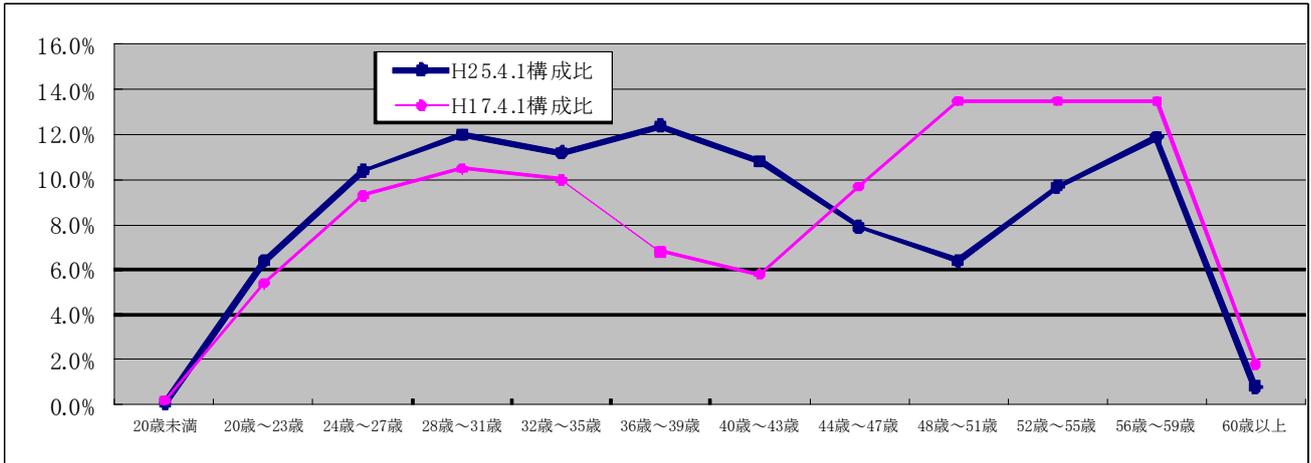
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、退職者、財団等への派遣職員などを含み、他の自治体への派遣者（市で給与を支給しない場合に限る。）を除いてあります。

2 普通会計とは、病院事業・上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計をいいます。

3 公営企業等会計部門のその他には、上下水道事業、国民健康保険事業等を含みます。

4 ( ) 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



(平成25年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	256人	417人	480人	448人	498人	434人	318人	257人	388人	479人	34人	4,015人
比率	0.1%	6.4%	10.4%	12.0%	11.2%	12.4%	10.8%	7.9%	6.4%	9.7%	11.9%	0.8%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度部門別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,292	2,295	2,267	2,240	2,169	2,126	▲166 (▲7.2%)
教育	608	553	514	485	454	431	▲177 (▲29.1%)
消防	456	465	466	467	467	467	11 (2.4%)
普通会計部門計	3,356	3,313	3,247	3,192	3,090	3,024	▲332 (▲9.9%)
公営企業等会計部門計	945	946	960	974	988	991	46 (4.9%)
総合計	4,301	4,259	4,207	4,166	4,078	4,015	▲286 (▲6.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 採用の状況

区分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合計
24年度	70人(12人)	86人(14人)	11人	0人	167人(26人)

(注) ( ) 内の人数は、選考採用の人数で内数です。

(5) 退職の状況

区分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合計
24年度	118人	68人	12人	26人	224人

## 2 職員の給与に関する事項

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	420,496	156,111,221	1,223,750	26,828,805	17.2	17.4

(注) 1 人件費には、一般職に支給される給与・退職手当・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 住民基本台帳人口は、平成25年3月31日現在のものです。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)	(参考) 中核市平均 一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	3,089	11,721,356	2,339,526	4,153,122	18,214,004	5,896	6,348

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

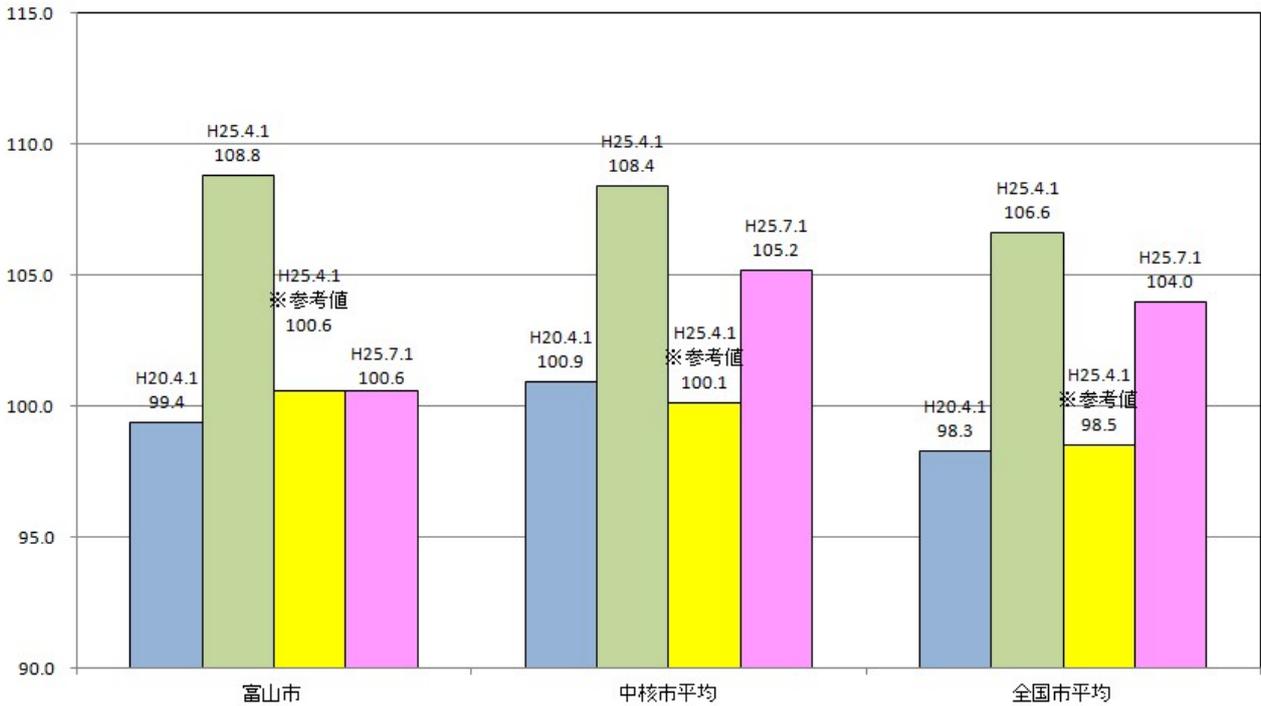
### (3) 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

国の要請等を踏まえた 減額措置の取組		減 額 実 施 期 間		
実 施		平成25年7月1日から平成26年3月31日		
減額措置の内容		給料	管理職手当	期末・勤勉手当
特別職	市長、副市長等	△9.77%	—	△9.77%
一般職	一般職給料表7級以上	△9.77%	△10%	△9.77%
	一般職給料表6級	△7.77%	△10%	△9.77%
	一般職給料表3級～5級	△7.77%	—	△9.77%
	一般職給料表2級以下	△4.77%	—	△9.77%

(注) 一般職給料表以外を適用する職員についても、一般職給料表適用職員に準じて減額を実施しました。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成25年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいいます。
- 2 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)
富山市	41.7歳	329,100円	405,500円	368,100円
富山県	44.1歳	344,300円	418,900円	368,283円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
中核市	42.0歳	327,094円	413,557円	372,391円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。（以下、同様です。）
- 2 「平均給与月額（給与実態調査ベース）」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。（以下、同様です。）
- 3 「平均給与月額（国比較ベース）」とは、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。（以下、同様です。）
- 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。（以下、同様です。）
- 5 一般行政職とは、国の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員であり、富山市では一般職給料表適用者のうち、税務・保育・医療業務以外の職務についている職員をいいます。（以下、同様です。）

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース) (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富山市	45.6歳	449人	295,800円	337,300円	314,900円	----	----	----	----
うち調理員	44.3歳	139人	280,200円	303,000円	293,500円	調理士	42.0歳	234,200円	1.29
うち清掃職員	46.2歳	114人	310,300円	382,600円	334,500円	廃棄物処理業従事員	44.6歳	290,600円	1.32
うち用務員	45.7歳	72人	293,500円	330,600円	316,000円	用務員	53.7歳	202,700円	1.63
うち自動車運転手	52.7歳	25人	347,400円	399,900円	380,800円	自家用自動車運転手	59.7歳	275,500円	1.45
富山県	52.1歳	256人	354,700円	402,300円	370,660円	----	----	----	----
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	----	309,534円 (325,400円)	----	----	----	----
中核市	47.3歳	304人	331,684円	392,680円	363,259円	----	----	----	----

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
富山市	5,338,200円		
うち調理員	4,819,900円	3,257,800円	1.48
うち清掃職員	5,971,100円	3,980,600円	1.50
うち用務員	5,256,000円	2,809,400円	1.87
うち自動車運転手	6,403,100円	4,167,600円	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22～24年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	49.4歳	439,900円	524,300円
富山県	46.4歳	397,100円	440,200円
中核市	46.1歳	397,579円	462,629円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	46.1歳	346,100円	402,300円
富山県	44.6歳	377,900円	408,600円
中核市	40.9歳	327,077円	374,627円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	37.6歳	300,500円	386,400円
中核市	39.3歳	309,905円	406,099円

(6) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		富山市	富山県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	144,500円	144,500円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	140,100円	137,200円	—
消 防 職	大学卒	204,500円	—	—
	高校卒	164,700円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成25年4月1日現在）

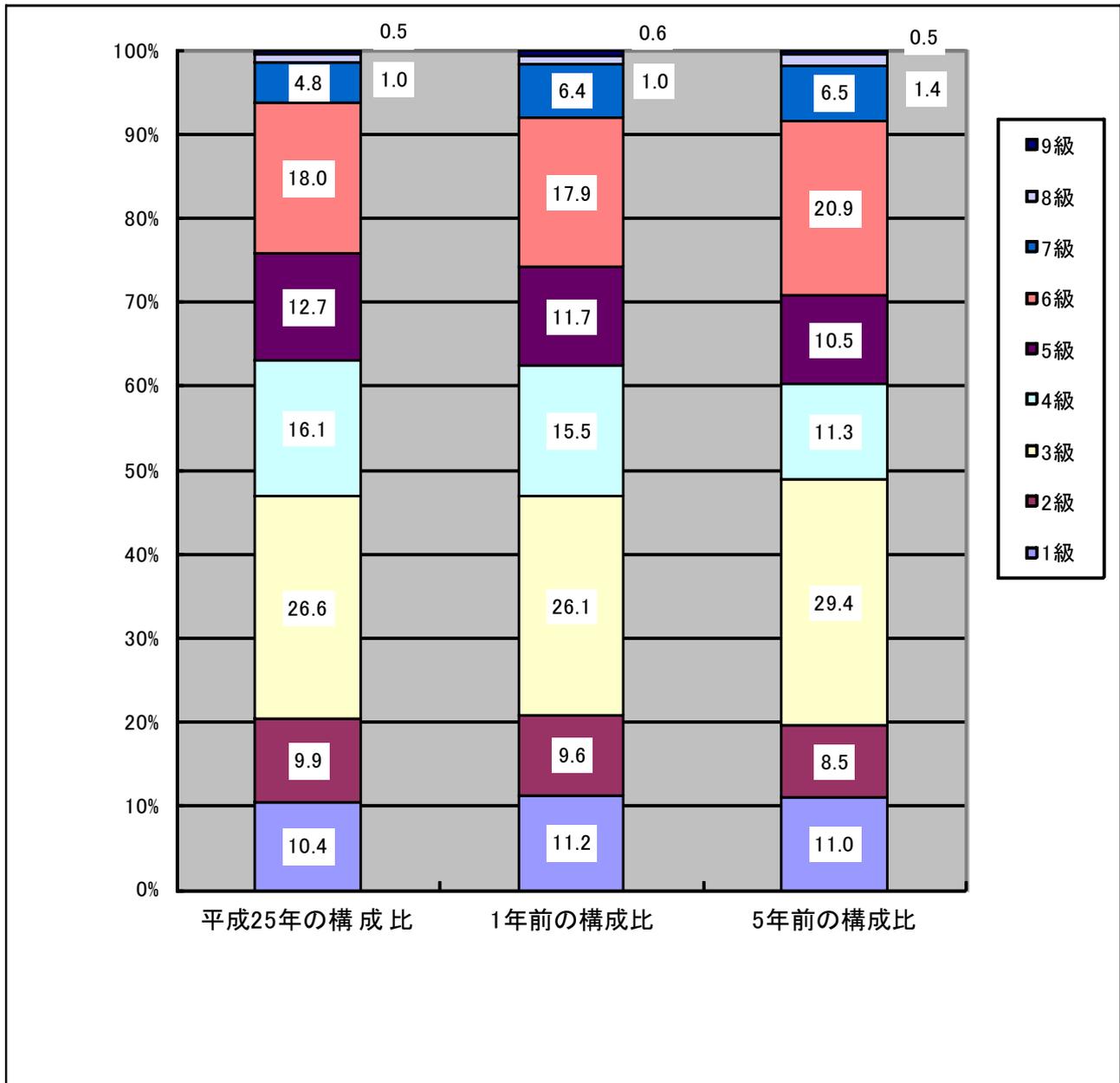
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,767円	368,780円	399,450円	426,404円
	高校卒	214,600円	307,300円	371,133円	377,650円
技能労務職	高校卒	207,433円	268,265円	309,243円	334,089円
消 防 職	大学卒	266,700円	346,675円	388,600円	407,933円
	高校卒	240,300円	310,300円	351,900円	393,243円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査 主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	部次長 参事	部長 理事	部長
職員数(人)	145	137	370	224	177	251	66	14	7
構成比(%)	10.4	9.9	26.6	16.1	12.7	18.0	4.8	1.0	0.5
1号給の給料月額(円)	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
最高号給の給料月額(円)	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

(注) 1 富山市の給与条例に基づく一般職給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

全職員を対象に、昇給日（毎年1月1日）前1年間の勤務成績の評定を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

評定方法は原則として、当該職員の直属の複数の上司がその職員の管理力、人材育成力、企画力、判断力、折衝力、情報活用力、計画力、仕事の正確さ、技術技能、規律性、責任感、意欲、協調性、積極性の要素毎に評定を行った上で、総合評定区分「A」から「E」を決定しています。

職員の昇給については、決定された評定区分に基づき、次のとおり昇給の号数に差を設けています。

A・B・C：4号給    D：2号給    E：昇給しない

（ただし、55歳以上（医師等は57歳以上）の職員は、昇給の号給数を上記より2分の1抑制しています。）

(10) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

富山市	富山県	国
1人当たりの平均支給額(24年度) 1,347千円	1人当たりの平均支給額(24年度) 1,622千円	—
(24年度支給割合) ・期末手当 2.60月分 ・勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) ・期末手当 2.60月分 ・勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) ・期末手当 2.60月分 ・勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 上下水道事業、病院事業以外の状況です。(以下、同様です。)

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

<p><b>1 勤務実績の評定の実施状況</b> 全職員を対象に、基準日(6月1日、12月1日)以前6月間の勤務実績の評定を実施しています。</p>
<p><b>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況</b> 評定方法は原則として、当該職員の直属の複数の上司が、勤務実績を総合的に判断した上で次の評定区分に決定し、成績率に差を設けて勤勉手当を支給しています。</p>
<p>① 良好な職員 成績率：特定幹部職員以外(67.5/100)・特定幹部職員(87.5/100)</p>
<p>② 良好な職員と多少の差を必要とする職員 成績率：特定幹部職員以外(59.5/100)・特定幹部職員(74.5/100)</p>
<p>③ 良好な職員と相当の差を必要とする職員 成績率：特定幹部職員以外(55.5/100)・特定幹部職員(70/100)</p>

② 退職手当 (平成25年4月1日現在)

富山市			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 (0円~50,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 退職手当の調整額 (0円~79,200円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
		(自己都合) (勸奨その他)			—
1人当たりの平均支給額		7,758千円 26,242千円			—

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成25年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成24年度決算）		380,800千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		117,895円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	3,225人	3%
医師・歯科医師	15%	5人	15%

④特殊勤務手当の支給実績（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		92,278千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		62,860円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		45.6%		
手当の種類（手当数）		18種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等賦課・徴収手当	納税課、市民税課、資産税課、債権管理対策課、介護保険課、保険年金課、総務振興課、税務課、地域福祉課、市民福祉課に勤務する職員  市税等以外の収入金については全職員	(1)市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の賦課調査業務で外勤したとき (2)市税等の督促、徴収、滞納処分の業務で外勤したとき (3)市税等以外の収入金の督促、徴収、滞納処分の業務で外勤したとき	1,332千円	(1)日額 300円 (2)日額 450円 (3)日額 300円
計量器検査業務手当	消費生活センターに勤務する職員	計量法の規定により、1トン以上の計量器の検査業務に従事したとき	0千円	日額 200円
清掃業務手当	環境センターに勤務する職員	(1)清掃に係る指導・啓発等の業務で外勤したとき (2)塵芥車によるごみ収集作業に従事したとき (3)ごみ収集作業の指導、清掃補助作業に従事したとき (4)一般廃棄物における最終処分場における覆土作業に従事したとき	29,890千円	(1)日額 200円 (2)日額 900～1,500円 (3)日額 300円 (4)日額 900円
深夜・早朝勤務手当	地方卸売市場、消防局に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜又は早朝において行われる業務に従事したとき	18,821千円	勤務1回当たり 300円（早朝） 410円（深夜） 500円（冬期間の地方卸売市場）
生活保護業務手当	社会福祉課に勤務する職員	生活保護業務で外勤したとき	401千円	日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死病人業務手当	社会福祉課に勤務する職員	(1)行旅病人の救護業務に従事したとき (2)行旅死亡人の取扱業務に従事したとき	0千円	(1)1件当たり 1,000円 (2)1件当たり 2,500円
介護・保育等業務手当	社会福祉課、保育所、幼稚園、認定こども園に勤務する職員	介護員、保育士、児童指導員、幼稚園教諭等が介護又は保育等の業務に従事したとき	20,122千円	日額 200円
公衆衛生業務手当	保健所に勤務する職員 感染症防疫作業については、全職員	(1)感染症防疫作業に従事したとき (2)野犬の捕獲作業に従事したとき (3)結核患者及びその家族等に対する訪問指導の業務に従事したとき	56千円	(1)日額 300円 (2)日額 430円 (3)日額 200円
危険物等取扱手当	環境保全課、保健所、営農サポートセンター、小学校、中学校に勤務する職員	(1)毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物を取り扱う業務に従事したとき (2)多量の農薬散布業務に従事したとき (3)危険物の貯蔵所を有する施設で、危険物を直接取り扱ったとき	477千円	(1)日額 200円 (2)日額 200円 (3)日額 100円
現場技術指導等手当	全職員	(1)作業環境が劣悪な箇所で行う工事監督、技術指導、検査若しくは調査の業務又は作業に従事したとき (2)冬期間において屋外で1時間以上工事監督、技術指導又はこれらに付随する調査の業務に従事したとき	45千円	(1)日額 400円 (2)日額 250円
用地交渉等手当	全職員	事業に必要な土地の取得等又は事業の施行により生ずる損失の補償について、その権利者又は被補償者等と面接して交渉を行う業務に従事したとき	187千円	日額 500円～1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
医療・保健業務手当	保健所に勤務する職員	(1)臨床検査技師、薬剤師等が人の臓器、細菌、病原体の検査業務に従事したとき (2)臨床検査技師、薬剤師等が生体機能検査、血液若しくは体液の検査の業務に従事したとき (3)放射線技師が放射線を取り扱う業務に従事したとき (4)歯科衛生士が口腔内の処置を行ったとき (5)臨床心理士等が障害者の相談、指導等の業務に従事したとき (6)医師又は歯科医師が医療又は保健業務に従事したとき (7)看護師、准看護師又は保健師が血液若しくは体液の採取又は尿若しくは便の処理を行ったとき	3,186千円	(1)勤務1回当たり 300円 (2)勤務1回当たり 200円 (3)勤務1回当たり 450円 (4)日額 200円 (5)日額 200円 (6)月額 45,000～60,000円 (7)勤務1回当たり 100円
消防業務手当	消防局・消防署に勤務する職員	(1)火災消防等の作業に従事したとき (2)火災等の出動時に消防自動車等の運転、10メートル以上の高所作業、救急業務に従事したとき (3)救急救命士が救急救命業務に従事したとき (4)救急救命士及びその他の職員が前号以外の救急救命業務に従事したとき (5)水難救護業務に従事したとき (6)消防艇の業務に従事したとき	10,897千円	(1)1回当たり 300円 (2)1回当たり 400円 (3)1回当たり 400円 (4)1回当たり 200円 (5)1回当たり 750円 (6)日額 200円
家畜保健衛生業務手当	農業共済センターに勤務する職員	畜舎等の不衛生な場所で農業共済対象家畜を捕獲し押え込む業務又は家畜の血液若しくは体液に直接接触れる業務のうち次の業務に従事したとき (1)獣医師が行う家畜の伝染病等の健診等の補助業務 (2)家畜の異動等の把握を行う業務	44千円	(1)(2)日額 300円
ガラス造形研究・指導手当	ガラス造形研究所に勤務する職員	ガラス造形の研究又は指導業務に従事したとき	2,160千円	月額 30,000～50,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
火葬業務手当	富山霊園に勤務する職員	火葬業務に従事したとき	3,381千円	1体当たり500円
特殊自動車等運転手当	道路河川整備課、管財課、総合行政センター、教育行政センターに勤務する職員	(1)除排雪のための車両の運転に従事したとき (2)大型自動車、一部の中型自動車又は大型特殊自動車の運転に従事したとき (3)路線バスの運転に従事したとき	316千円	(1)日額 300円 (2)日額 200円 (3)日額 300円
道路上作業手当	道路河川整備課、公園緑地課、建設課、産業建設課に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業又は樹木の剪定若しくは植樹の作業に従事したとき	963千円	日額 300円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	731,436千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	268,122円
支給実績（平成23年度決算）	721,302千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	258,438円

(注) 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

⑥その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (24年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円(そのうち1人については、配偶者がいない場合は11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,200円を加算	異なる	○国の制度 (2)配偶者以外  ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	257,943千円	209,370円
住居手当	借家等 ①家賃20,000円以下の場合 手当額=家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 手当額=11,000円+(家賃-20,000円)/2(最高限度額27,000円)	異なる	○国の制度 借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2(最高限度額27,000円)	155,369千円	108,120円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (24年度決算)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給 限度額 月 55,000 円） (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	異なる	○国の制度  (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ月 2,000 円～24,500 円	275,163 千円	94,851 円
管理職手当	管理職員に当該職の区分 に応じて 117,100 円以内 を支給	異なる	○国の制度 管理又は監督の地位に ある職員に当該職の区 分に応じて 146,400 円 以内を支給	358,541 千円	737,740 円
休日給	休日等において正規の勤 務時間中に勤務した職員 に支給 1 時間当たりの給与額× 1.35×勤務時間	異なる	1 時間当たりの給与額 の算定の総時間から休 日及び年末年始の時間 を減じている。	168,122 千円	175,493 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午 後 10 時から翌日午前 5 時 までの間に勤務した職員 に支給 1 時間当たりの給与額× 0.25×勤務時間			38,143 千円	96,320 円
初任給 調整手当	医学等に関する専門的知 識を必要とし、かつ採用 による欠員の補充が困難 な職に採用された職員に 支給 ・ 医師、歯科医師 採用後 3 年以内の期間、 採用から 1 年を経過す るとにその額を逡減して 支給 (最高支給月額 306,000 円) ・ 看護師 採用後 5 年以内の期間、 採用から 1 年を経過す るとにその額を逡減して 支給 (最高支給月 20,800 円)	異なる	看護師を支給対象とし ている。	9,794 千円	3,264,800 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた 職員が勤務した場合に支 給 ・ 庁舎、設備の保全等 4,200 円	同じ		122 千円	121,800 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (24年度決算)
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6時間以下の場合 6,000円～12,000円 ・6時間超の場合 9,000円～18,000円	同じ		0千円	0円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 17,800円(扶養親族有) 10,200円(扶養親族無) ・その他の職員 7,360円	同じ		22,441千円	57,542円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむをえない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100Km以上の場合に6,000～45,000円を加算	同じ		348千円	348,000円

(11) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,075,000円		
	副市長	893,000円		
報 酬	議 長	715,000円		
	副議長	645,000円		
	議 員	600,000円		
期末手当	市 長	(平成24年度支給割合) 2.95月分		
	副市長			
	議 長			
	副議長			
	議 員			
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 50/100	(1期の手当額) 25,800,000円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 33/100	14,145,120円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

平成25年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

- (注) 1 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（病院、各種施設、消防等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。
- 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

#### (2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、同条例施行規則や富山市職員の育児休業等に関する条例、同規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	平成24年度の取得状況				
	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
年次有給休暇	8日6時間	10日7時間	10日2時間	11日6時間	5日
健康保持休暇	4日5時間	4日7時間	4日4時間	4日5時間	4日6時間
ボランティア休暇	—	—	—	—	—
子の看護休暇	83人	6人	10人	24人	—
短期介護休暇	—	2人	1人	4人	—
育児時間休暇	12人	—	12人	—	—
病 気 休 暇	74人	8人	20人	18人	4人
介 護 休 暇	1人	—	1人	1人	—
育 児 休 業	65人	4人	30人	11人	—
部 分 休 業	25人	1人	19人	1人	—

- (注) 1 年次有給休暇、健康保持休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、短期介護休暇については、平成24年(H24. 1. 1～H24. 12. 31)における取得状況です。
- 2 年次有給休暇及び健康保持休暇については、平均取得日数です。
- 3 上記1以外の休暇等については、平成24年度において新たに取得した人数です。

#### 休暇（休業）の内容（平成25年4月1日現在）

項 目	休暇（休業）期間等
年次有給休暇	20日（1年あたり）
健康保持休暇	5日以内（7／1～9／30）
ボランティア休暇	5日以内（1年あたり）
子の看護休暇	5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）
短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）
育 児 時 間	1日2回、1日を通じて90分以内
病 気 休 暇	90日以内
介 護 休 暇	6月以内
育 児 休 業	子が3歳に達するまでの期間
部 分 休 業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況（平成24年度）

区分	免職	休職	降任	降給	合計
市長部局等	0人	23人	0人	0人	23人
上下水道局	0人	1人	0人	0人	1人
病院	0人	2人	0人	0人	2人
教育委員会	0人	4人	0人	0人	4人
消防局	0人	2人	0人	0人	2人
合計	0人	32人	0人	0人	32人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成24年度）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	0人	0人	0人	1人	1人
上下水道局	0人	0人	0人	0人	0人
病院	0人	0人	0人	1人	1人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
消防局	0人	0人	0人	2人	2人
合計	0人	0人	0人	4人	4人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

#### 5 職員のサービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の状況

平成24年度の職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

市長部局等	上下水道局	病院	教育委員会	消防局
677件	54件	5件	335件	3件

免除の事由（平成25年4月1日現在）

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 地方公務員災害補償法第51条第1項若しくは第2項又は第60条第1項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はこれらの審理に出頭する場合
- ④ 地方公務員法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合
- ⑤ 地方公務員法第49条の2第1項の規定により、不利益処分に関する不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合
- ⑥ 地方公務員法第55条第8項の規定により、適法な交渉を行う場合
- ⑦ 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- ⑧ 市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- ⑨ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- ⑩ 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- ⑪ 上記①から⑩に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合

(注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成24年度の営利企業等従事許可の状況は、次のとおりです。

許可基準	許可件数				
	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
次に掲げる要件を具備した場合 ① その職員の職と当該営利企業又は報酬を得て従事する事業若しくは事務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認める場合 ② 営利企業等に従事してもその職員の職務の遂行に支障がないと認める場合 ③ 上記①②に掲げるもののほか、法の精神に反しないと認める場合	34件	2件	79件	26件	7件

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他富山市職員の営利企業等の従事制限に関する規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上記の許可の基準を満たしている場合に例外的に許可を受けることができます。



## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の安全衛生関係及び職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断等の厚生事業を実施しており、平成 24 年度の実施状況は次のとおりです。

#### ○主な健康診断実施状況

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員（定数外職員含む）	5,041 人
特殊健康診断	放射線業務従事者、有機溶剤取扱従事者、 予防接種従事者、給食調理員 等	1,161 人
VDT 健康診断	VDT 作業従事職員	407 人

平成 24 年度決算額 18,181 千円

### (2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的とした福利厚生事業を行っており、平成 24 年度の実施状況は次のとおりです。

- 1 実施団体 富山市職員福利厚生会
- 2 平成 24 年度決算額 47,795,465 円（公費負担率 32.1%）
- 3 会員 1 人当たりの公費補助額 3,681 円
- 4 市等交付金 給料の 1.0/1,000
- 5 会員掛金 給料の 2.0/1,000
- 6 主な事業

#### ①福利厚生事業・・・会員掛金及び市交付金等で運営

##### ア.福利事業

事業名称	内容	実績等
レクリエーション大会	ボウリング大会を開催	112 人
宿泊施設利用助成	契約宿泊施設の利用助成	654 人
クラブ助成	クラブの運営等に必要経費の一部助成	26クラブ
チケット助成	コンサート、演劇等の公演チケット斡旋	23 公演

##### イ.貸付事業

会員に対して、住宅取得や修繕・冠婚葬祭費用・学費やその他必要な資金を貸付

平成 24 年度貸付件数及び貸付額 19 件 14,500,000 円

#### ②給付事業・・・会員掛金のみで運営

事業名称	事業概要及び対象者	内容	実績等
出産祝金	会員及びその配偶者が出産したとき	21,000 円 第 3 子以降 50,000 円	192 件
結婚祝金	会員が結婚したとき	67,000 円	111 件
入学・卒業祝金	会員の子が小学校・中学校に入学及び中学校を卒業したとき	入学 18,000 円 卒業 19,000 円	373 件
弔慰金	会員の親族が死亡したとき	配偶者 50,000 円 同居の実父母、同居の養父母、同居の配偶者の父母 20,000 円 子 20,000 円	57 件
退会金	会員が退会したとき	平成 17 年 4 月 1 日以降の会員 年数×2,000 円	223 件

(3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

○共済組合の事業

共済組合には、法令に基づき、負担金として、平成24年度負担金 4,895,365,084 円支出しています。

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産などに対して必要な給付を行うもの。  
 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。  
 福祉事業・・・・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行うもの。

(4) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成24年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種類	内容等	補償の状況（金額単位：千円）							
		市長部局等		教育委員会		消防局		上下水道局	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	51	1,416	5	470	1	36	0	0
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0	0	0	0	1	2,112	0	0
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,727	1	1,341	1	1,730	0	0
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員及び遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0	0	0	0	0	0	0	0
計		54	8,143	6	1,811	3	3,878	0	0

## 8 職員の競争試験の状況

### (1) 採用試験の実施結果

#### ①平成25年4月1日採用

試験区分	採用 予定数 (A)	申込 者数 (B)	申込 倍率 (B/A)	第1次試験				第2次試験			最終競争 倍率 (C/F)	女性 合格者数 (G)	女性 合格者比率 (G/F)	試験日	
				受験者数 (C)	受験率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受験率 (E/D)	合格者数 (F)					
上級	行政	20	247	12.4	202	81.8	29	7.0	29	100.0	23	8.8	11	47.8	(第1次) 平成24年 6月23日 平成24年 6月24日 平成24年 7月24日 平成24年 7月25日 平成24年 7月26日 平成24年10月14日 (薬剤師追加募集) (第2次) 平成24年 8月20日 平成24年 8月21日 平成24年 8月22日 平成24年 8月23日 平成24年 8月24日 平成24年11月22日 (薬剤師追加募集)
	行政 (商業デザイン)	2	5	2.5	4	80.0	2	2.0	2	100.0	2	2.0	2	100.0	
	行政 (社会福祉士)	2	10	5.0	9	90.0	3	3.0	2	66.7	2	4.5	2	100.0	
	土木	7	20	2.9	14	70.0	9	1.6	9	100.0	8	1.8	2	25.0	
	建築	2	4	2.0	4	100.0	3	1.3	3	100.0	2	2.0	1	50.0	
	電気	2	12	6.0	10	83.3	4	2.5	4	100.0	2	5.0	0	0.0	
	臨床心理士	1	3	3.0	3	100.0	2	1.5	2	100.0	1	3.0	0	0.0	
	司書	1	30	30.0	24	80.0	3	8.0	3	100.0	3	8.0	2	66.7	
	薬剤師	2	2	1.0	1	50.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	
	薬剤師 (追加募集)	2	4	2.0	4	100.0	4	1.0	3	75.0	2	2.0	1	50.0	
消防	9	48	5.3	45	93.8	13	3.5	12	92.3	9	5.0	0	0.0		
中級	保健師	1	10	10.0	8	80.0	3	2.7	1	33.3	1	8.0	1	100.0	(第1次) 平成24年 9月15日 平成24年 9月16日 平成24年10月15日 平成24年10月16日
	保育士	28	67	2.4	63	94.0	32	2.0	31	96.9	28	2.3	26	92.9	
	看護師	27	44	1.6	43	97.7	41	1.0	39	95.1	36	1.2	31	86.1	
	診療放射線技師	1	15	15.0	14	93.3	3	4.7	2	66.7	1	14.0	1	100.0	
	臨床検査技師	2	9	4.5	9	100.0	6	1.5	6	100.0	2	4.5	1	50.0	
初級	言語聴覚士	1	3	3.0	3	100.0	3	1.0	1	33.3	1	3.0	0	0.0	(第2次) 平成24年10月24日 平成24年10月29日
	一般事務	1	8	8.0	7	87.5	2	3.5	2	100.0	2	3.5	2	100.0	
	消防	3	29	9.7	26	89.7	5	5.2	5	100.0	3	8.7	0	0.0	
技能劣務	一般事務 (身体障害者対象)	2	6	3.0	5	83.3	5	1.0	4	80.0	3	1.7	2	66.7	
	清掃業務職員	1	52	52.0	41	78.8	4	10.3	4	100.0	1	41.0	0	0.0	平成25年 1月13日
工手	2	38	19.0	31	81.6	5	6.2	5	100.0	2	15.5	0	0.0	平成25年 2月 4日	

#### ②平成24年10月1日採用

試験区分	採用 予定数 (A)	申込 者数 (B)	申込 倍率 (B/A)	第1次試験				第2次試験			最終競争 倍率 (C/F)	女性 合格者数 (G)	女性 合格者比率 (G/F)	試験日	
				受験者数 (C)	受験率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受験率 (E/D)	合格者数 (F)					
上級	薬剤師	5	5	1.0	4	80.0	4	1.0	4	100.0	4	1.0	3	75.0	平成24年 6月24日
中級	看護師	6	4	0.7	3	75.0	3	1.0	1	100.0	1	3.0	1	100.0	平成24年 7月24日

#### ③平成25年5月1日採用

試験区分	採用 予定数 (A)	申込 者数 (B)	申込 倍率 (B/A)	第1次試験				第2次試験			最終競争 倍率 (C/F)	女性 合格者数 (G)	女性 合格者比率 (G/F)	試験日	
				受験者数 (C)	受験率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受験率 (E/D)	合格者数 (F)					
上級	学芸員	1	3	3.0	3	100.0	1	3.0	—	—	(3.0)	3.0	0	0.0	平成25年 2月27日

(2) 主な職種の受験資格

①平成25年4月1日採用

試験区分		受 験 資 格
上 級	行 政	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人。
	行 政 (商業デザイン)	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学(修業年限が4年のものに限る。)又はこれと同等と認められる学校において当該職種(デザイン)に関係の深い科目を履修し卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人
	行 政 (社会福祉士)	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
	土 木	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、学校教育法に基づく大学(修業年限が4年のものに限る。)又はこれと同等と認められる学校において当該職種に関係の深い科目を履修し卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人。
	建 築	
	電 気	
	臨床心理士	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士の資格を有する人又は平成25年3月までに当該資格を取得する見込みの人
	司 書	昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、司書の資格を有する人又は平成25年3月までに当該資格を取得する見込みの人。
	薬 剤 師	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
	消 防	昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人。 (1)身 長 おおむね160cm以上であること。 (2)体 重 身長に比べ適当であること。 (3)視 力 左右とも矯正視力を含み1.0以上であること。 (4)色 覚 正常であること。 (5)聴 力 左右正常であること。 (6)その他 職務遂行上身体に支障がないこと。
中 級	保 健 師	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
	保 育 士	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人又は平成25年3月までに当該資格を取得する見込みの人。
	看 護 師	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
	診療放射線技師	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師の免許を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
	臨床検査技師	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
	言語聴覚士	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士の免許を有する人又は平成25年実施の当該国家試験に合格する見込みの人。
初 級	一 般 事 務	平成4年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人。
	消 防	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人。 (1)身 長 おおむね160cm以上であること。 (2)体 重 身長に比べ適当であること。 (3)視 力 左右とも矯正視力を含み1.0以上であること。 (4)色 覚 正常であること。 (5)聴 力 左右正常であること。 (6)その他 職務遂行上身体に支障がないこと。

	一般事務 (身体障害者対象)	昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で次の各号のすべてに該当する人。 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けていること。 (2) 活字印刷文による出題に対応可能であること。 (3) 介助者なしに職務遂行が可能であること。
技能 労務	清掃業務職員	昭和48年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、普通自動車運転免許を有する人 (平成25年3月31日までに取得する見込みの人を含む。)
	工手	

### ②平成24年10月1日採用

試験区分		受 験 資 格
上級	薬剤師	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人。 ただし、平成24年10月1日から勤務可能な人
中級	看護師	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、看護師又は助産師の免許を有する人。 ただし、平成24年10月1日から勤務可能な人。

### ③平成25年5月1日採用

試験区分		受 験 資 格
上級	学芸員	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、受験日現在において次の全ての要件に該当する人。 (1) 学校教育法に基づく大学（修業年限が4年のものに限る。）若しくは、これと同等と認められる学校において、美学又は美術史に関係の深い科目を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは、専攻を卒業した人。 (2) 博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する人。 (3) 美術館又はそれに類する施設において、美術分野を主体とした文化事業に従事した経験が通算で3年以上ある人。 (4) 英語による実務が可能なる人。

## 9 勤務条件に関する措置の状況

平成24年度において、措置要求事案はありません。

## 10 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成24年度において、不服申立て事案はありません。